

丸山 茂

『家族のメタファー』

(2005 早稲田大学出版部 272P 4,300円+税)



棚沢直子

『家族のメタファー』は、著者が「フランスに滞在し見聞した家族の動向」や家族論を読み込んで記した本である。現代フランスにおいて、まず「近代家族」「婚姻家族」のモデル機能の後退を解説し、次に少子化対策として女性の職業と家庭の両立をめぐる家族政策を検討し、最後に世代間関係の変化を取り上げている。「日本についてあまり触れていない」が、以上の問題の「どれをとっても日本が共有しないものはない」から、読者が「日本の家族を考えるにあたり」示唆を得られるのではと著者は期待している。

私が興味をもって読んだのは、家族モデルの後退に伴い成立した PACS 法つまり「同性愛の制度的承認」、女性の職業と家庭の両立に関する EU 内比較、「祖父母の発見」という三つの章だった。

とくに PACS 法の章は圧巻である。問題点として①カップル概念の定義が十分に議論されないまま法が成立した、②この法の成立で事実婚を続けるひとたちの社会的保護が削除された、③PACS 法と婚姻の間には法的な格差があり、フランス共和国の平等原則に反するなどの指摘は考えさせられた。

次の EU 内比較を読んで、イギリスでは「家族政策の不在によって、乳幼児を抱える母親は職業生活を中断する傾向」があり、南欧では家族の伝統的な私的連帯により女性の職業と家庭の両立が保たれているなどを教えられた。

最後の「祖父母の発見」では、寿命の伸長とともに祖父母と孫の間に新たに親密な関係が生まれ、「若い母親の社会進出は、とりわけ祖母との間の世代間連帯に依存している」とあり、日本と似ていると納得した。

しかし、この本は読めば読むほど読み取れなくなる。その理由を三つ挙げよう。

第一点。「フランスに滞在し見聞した家族の動向」について著者自身の分析が読み取れない。前述の PACS 法の問題点はイレーヌ・テリーの指摘を紹介しただけ、EU 内比較はマリー＝テレーズ・ルタブリエに「全面的に依拠

し」、「祖父母の発見」はセゴレーヌ・ロワイヤルついでマルティヌ・セガレーヌとクロディーヌ・アティアス＝ドゥンフをつなぎ合わせたただけである。著者の分析はそのつなぎ方にあるのだろうか。

第二点。フランスの家族論を紹介する著者の解釈が適確なのかどうかかわからない。私は著者と同じくフランス専門でジェンダーや世代について日仏両国で出版しているが¹⁾、人文分野出身のために家族論について著者が読んだものをほとんど読んでいない。

そこでこの本で引用されるド・サングリーを一冊読んでみた²⁾。一冊でドーコー言う私は自信がないのにエラーだが、おそれながらフランスの家族論の基調は丸山氏の解釈と微妙にちがうように思う。

まずデュルケームの *famille conjugale* を丸山氏は「婚姻家族」と訳したが、「夫婦家族」さらには「カップル中心家族」の方が原意に近いのではないだろうか。ド・サングリーはフランスの現代家族社会学の創立者をデュルケームと考え、*famille conjugale* は現代まで続くとするが、1960年代から形容詞 *conjugal* の意味が変わったと言う。たしかに1990年でもカップルの大部分は結婚している。しかし彼らの多くが子どもを望まないなら合法的な結婚の必要はもうないが、合法・非合法を問わない *vie conjugale* (夫婦生活) は続けたいと思っていると。ド・サングリーの思うフランスの家族論の基調は、家族からカップルの分析へ、さらにカップル内の個人分析へと移っているのだ。家族と個人の間を設定されたこの「カップル」は今やフランスの家族論では要となる概念だから、テリーもその厳密な法的定義の必要性を説いたのだろう。「婚姻家族」の訳語では形容詞 *conjugal* の合法・非合法を問わない現代的な含意が落ちてしまうのではないか。

またド・サングリーは自分の研究用語として *famille moderne* (近代家族) の代わりにわざわざ *famille contemporaine* (現代家族) を選んでいる。フランスでは歴史区分としての *époque moderne* (近代期) は15世紀半ばから18世紀末までを言う。だから日本で「近代家族」論者とさ

れるアリエスの『(子供)の誕生』の原題は『L'enfant et la vie familiale sous l'ancien régime (アンシャン・レジーム期の子供と家族生活)』であり、16-18世紀を扱っているだけで、日本でいう近代期つまり19世紀以後ではない。しかもアリエスは *moderne* の語を *ancien* (古い) に対比させて単に「新しい」の意で用いていることが多い。ド・サングリーは19世紀以後の家族を論じるために形容詞として *contemporain* を選んだと思われるが、それだけではない。彼によれば「近代家族」の語にあるパーソンズ流の「社会における機能規範モデル」の含意はフランスでは1960年代から激しい批判に曝されたそう³⁾。事実、私の知る限り、彼も含めてフランスでは誰もこの語を自分の分析概念として使用していない。丸山氏の書き方ではそうしたフランスの家族論の基調は伝わらないと思う。

最後に第三点。著者はこの本で取り上げた問題の「どれをとっても日本が共有しないものはない」とするが、私にはそう思えない。フランスの家族論の紹介の中に共有できる家族のあり方を日本について散発的に書き入れてあるが、それだけでは日本の諸家族の全体像とその変化は見えてこない。前述したように現代のフランスでは家族論の多くが「カップル」をめぐる。PACS法の問題点もそうである。しかし法的なカップルとしての同性愛者など今の日本では考えられないと思う。カップルの問題以外にも日仏のちがいはある。ようやくフランスで研究の始まった世代間関係にしても、祖父母との同居などフランスではほとんどあり得ないが、老いた祖父母との同居がかなりある日本では、世代間関係における重要な問題の所在はちがうはずだ。いずれにせよ日本の家族の基本的な問題は戸籍制度にあると私は思っている。フランスには個人登録簿と家族手帳しかない。日本の家族についてフランスからどう示唆を得たらよいのか。

ちなみにこの本の中で「家父長制を超えて」の副題のある章だけが日本から始まっている。日本でもフランスでもかつて家父長制論は大流行した。この章で著者は日本の家父長制論の批判はするがフランスの家父長制論には全く触れていない。家父長制の定義からして日仏ではちがうのに……。

フランス専門の私たちの日本における使命は、まず輸入紹介にある。紹介にあたって日仏の家族論の「ずれ」に丸山氏のご苦労されたと思う。かつての日本で「近代家族」がフランスでも分析概念であるかのように紹介された不幸な経緯もある。しかし研究者としてそれだけで終わってはモッタイナイ。かの地の論考を批判的に読解し、日本から見て何が思考されていないか熟慮しようではないか。ド・

サングリーが家族の個人化と言うなら、家族内にどうしても個人化されない乳幼児や介護を必要とする(ド・サングリーが触れていない)ひとたちがいることに思いを馳せようではないか。これからの世代間関係の研究はこうした「依存者たち」を中心にしてほしい。フランスの研究者たちとの有意義な対話は、フランスの家族論の輸入紹介でなく日仏の家族の比較再考から生まれるはずだ。日本の読者はその対話の成果を期待していると思う。

なお邦訳のない参考文献はフランス語で書かれているが、原語のスペル、文法上の性数一致など、不注意からくる誤りの数が100近くあるのは残念である。

〈注〉

- 1) ① 棚沢編『わたしのフランス思想』勁草書房 1998年 ② *Les rapports intergénérationnels en France et au Japon* 『日仏における世代間関係』(未訳), Ouvrage coordonné par Alain BIHR et Naoko TANASAWA, Paris, L'Harmattan, 2004. この中の Naoko Tanasawa, "Conceptualiser les rapports sociaux de génération: quelle place pour la mère?" (「世代社会関係を概念化する: 母の位置はどこにあるか?」)を参照のこと ③ 棚沢直子・中嶋公子編『フランスから見る日本ジェンダー史』新曜社2006年出版予定 ④ 棚沢他編『カップルのゆくえ-日仏比較-』明石書店 2006年出版予定 など。
- 2) François de Singly, *Sociologie de la famille contemporaine*, Paris, Armand Colin, 2004 (Nathan 1993)
- 3) François de Singly, "A quoi sert la famille?" dans *Familles, Permanence et métamorphoses*, Coordonné par Jean-François Dortier, Sciences Humaines Editions, 2002, pp.99-106

(たなさわ・なおこ 東洋大学)